



別記様式 (第9条関係)

令和5年3月31日

袖ヶ浦市議会議長 榎本 雅司 様

会派名 市民の声
 代表者名 塚本 幸子

政務活動費収支報告書

袖ヶ浦市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、
 下記のとおり令和4年度の政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務活動費交付金額 240,000 円
 雑収入 (預金利息) 2 円
 合 計 240,002 円 /

2 支出

科 目	金 額	内 訳
調 査 研 究 費	0	
研 修 費	0	
広 報 費	224,378 /	会派紙印刷・折込代
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	15,624 /	新聞代
人 件 費	0	
事 務 所 費	0	
合 計	240,002 /	政務活動費交付金充当額 240,000円 利子充当額 2円

3 月別議員数

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
議員数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12 人

4 返還額 0 円

令和4年度 市民の声 収支内訳書

区分	CD	項 目	金 額	
収入	1	政務活動費	240,000	
	2	雑収入	2	
	合計			240,002
支出	11	調査研究費	0	
	12	研修費	0	
	21	広報費	224,378	
	22	広聴費	0	
	23	要請・陳情活動費	0	
	24	会議費	0	
	31	資料作成費	0	
	32	資料購入費	15,624	
	40	人件費	0	
	50	事務所費	0	
	合計			240,002
収支差額				0

様式第3号

令和4年度 市民の声 出納簿

(単位:円)

年月日	CD	項目	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
R04.04.11	1	政務活動費	交付金(20,000円×12月×1人)	∕240,000		240,000
R04.08.15	2	雑収入	利息	∕ 1		240,001
R05.02.20	2	雑収入	利息	1		240,002
R05.03.07	21	広報費	会派紙印刷代		∕224,378	15,624
R05.03.07	32	資料購入費	新聞購入代		∕ 15,624	0
合 計				240,002	240,002	0

様式第1号

収 入 決 議 書

起 票
収入年月日

令和4年4月11日
令和4年4月11日

決	会派代表者	経理責任者
裁	●	●

収入事由	令和4年度 政務活動費（市民の声）
納入者	袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
収入金額	240,000円
収入内訳	政務活動費 20,000円×12月×1人=240,000円



様式第5号（第4条関係）

袖ヶ浦市指令第17号の8

市民の声

代表 塚本 幸子

令和4年4月1日付けで届出のあった令和4年度政務活動費については、袖ヶ浦市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により交付決定する。

令和4年4月1日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩



記

1 交付決定額 240,000 円

様式第1号

収 入 決 議 書

起 票
収入年月日

令和4年 8月15日
令和4年 8月15日



決	会派代表者	経理責任者
裁	●	●

収入事由	利息
納入者	千葉銀行袖ヶ浦支店
収入金額	1円
収入内訳	預金利息(上期) 1円

様式第1号

収 入 決 議 書

起 票 令和5年 2月20日
収入年月日 令和5年 2月20日

決	会派代表者	経理責任者
裁		

収入事由	利息
納入者	千葉銀行袖ヶ浦支店
収入金額	1円
収入内訳	預金利息(下期) 1円

様式第2号

支出決議書

起 票
支出年月日

令和5年3月7日
令和5年3月7日

決 裁	会派代表者	経理責任者
	●	●

支出理由	広報費
	広報誌印刷・折込代
債権者	さくらさく
支出金額	224,378円
支出内訳	通信印刷代 224,378円

領収証 株式会社 声塚本幸子様 No. _____

金額									
9	2	2	4	3	7	8	-		

内訳
 現金 _____
 小切手 /
 手形 /

但 株式会社 声塚本幸子様 通信 No. 336 別代付

昭和5年2月27日 上記正に領収いたしました



印刷・広告全般 さくらさく
 代表 近藤 教一
 千葉県東金市油井1047
 TEL. 090-1840-8600

登録番号

GR1619

塚本幸子の まちづくり通信

発行責任者：市議会議員 塚本幸子 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1号 電話：0438-62-3450 2023年2月発行 No.33

皆様を支えられた市議6期目の活動も、いよいよ任期後半となります。
改めて前半2年間の活動の成果である「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例」制定の経緯と、
令和4年12月定例議会の内容を中心に活動報告をいたします。
今後も新たな気持ちで、市民の皆様の思いを議会活動を通して市政に反映できるよう全力を尽くします。

塚本 幸子



「袖ヶ浦市再生資源物（金属スクラップ等）の屋外保管に関する条例」が施行されます

条例制定の必要性と経緯

本市内で増加している「金属スクラップ等様々な再生資源物の不適切な保管場所」は、発火、崩落、飛散並びに雨水の浸入による汚水の流出等の発生リスク、また騒音・振動及び悪臭が発生するなど、地域住民の生活環境の保全上大きな問題となっています。私は地域や市民からの苦情を受けて、現地調査を行い市へ対応を求めてきましたが、これらを総合的に一括して規制し取り締まるための法令がないため、市当局も対応に苦慮していました。そこで、市民の生活環境を守るため市独自の条例制定の必要性を継続的に訴え、今般市民の皆さんの後押しもあり、市もその必要性を認め市条例の制定に至ったものと理解しています。

粕谷市長へ市条例制定の要望書提出（令和3年2月）

袖ヶ浦市長 粕谷 智博様

令和3年2月19日
袖ヶ浦市議会議員
塚本 幸子

要望書

金属スクラップ等(再生資源物)の屋外保管に関する
条例の制定について

現在、本市には、主に輸送や国内で再利用するための金属スクラップ等(以下再生資源物といふ)を屋外で分別作業や保管する施設・場所が数多く存在します。これらの再生資源物は、様々な金属やプラスチックを含み、多くは屋外に集積作業に積み上げられています。そのため、不適切な保管により、発生しているリサイクルロス



問題点と条例の必要性を提言（令和3年3月議会 塚本幸子 一般質問概要）

- Q** 市内に現状4か所ある「金属スクラップ等の保管場所」の施設は、不適切な保管により発火、崩落、飛散、汚水の流失などのリスク、操業による騒音、振動、悪臭などの懸念がある。種別はどのようなものに該当し、設置に規制はあるのか。
- A** 法令などにおける許可を必要としない施設であり、市街化調整区域では、建築物を伴わないなら規制はない。
- Q** 保管施設の囲いは安全上問題ないのか。高さの制限は。事業場を拡大する場合の手続きは。
- A** H型鋼などによる擁壁は、法令などによる許可や申請などは必要ない。高さも拡大も直接規制する法令はない。
- Q** 現状で問題があるのに規制する法令や条例がない。市独自の条例を制定する必要があるが、どうするのか。
- A** 日々のパトロールや立入調査をしながら対応していく。

※千葉県では課題を認識し全国初の罰則を盛り込んだ独自条例を令和3年10月に制定し、神谷市長自らが地域で説明を行っています。一方、本市の粕谷市長は、この時点では「国や県、先進自治体の動向を注視していく」と早期の市独自の条例制定に積極的な答弁は聞かれませんでした。地域の環境と市民生活を守る取り組みを行うことは、地方自治体の基本的な責務です。私は市民の安全、安心、環境を守るために条例制定を強く求めたところです。

その後も地域から市に苦情や要望が寄せられ
行政も重い腰を上げ条例の検討に入りました。

市で検討中の市条例の内容について提言（令和4年3月議会 塚本幸子 一般質問概要）

- Q** 現在は規制する法令などが存在しないので、直接悪影響を受ける地域住民も関知できず、事業場の操業によって問題が発生しても市も規制ができません。市独自条例を早期に制定すべきだ。
- A** 国や県等の動向を注視しながら、金属スクラップヤード等を規制する条例の制定に向けて検討しており、来年度内(令和4年度)に議会への上程を目指して進めていく。
- Q** 条例制定にあたり、許可制、罰則規定、住民説明と同意、立地・構造・設備に係る基準、既存事業者の取り扱いなどを内容に含めないか。
- A** 今後、利害関係者等からの意見を伺いながら検討していく。

その結果 令和4年12月議会において、市担当部署の努力もあり「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例」として「ほぼ全項目賛成で可決し、令和5年4月より施行することになった」ものです。条例の主旨と私の質問によって明らかになった、市の意志以下の通りです。

「袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例の要旨」

- 屋外保管事業の設置は市長の許可を得る形にならない。
- 業者は保管し場所周辺の住民へ事前に説明会を開催しなければならない。
- 屋外保管にかたっては条例に定める保管基準を遵守し、事業者は水質検査、地質調査等の取組は行わない。
- 立入り調査等で違反が判明すれば、通告命令・罰則も適用される。

- Q** 千葉市の条例にはない本市条例(案)の独自性のある項目はどのようなものか。
- A** 千葉市条例と異なる主な項目は、事業場の設置前後のそれぞれにおいて、独自の規制を設けていること。条例施行後、屋外保管事業場を設置する場合は、申請をする前に市長との事前協議を義務付けたことや、臨海部の工業専用地域における再生資源物の保管基準の特例を設けていること。また、屋外保管事業場の設置後については、事業者に対して、定期的に水質及び地質検査の実施や報告を義務付けている。その他、市の責務に関する規定、名義貸しの禁止の規定、市長の命令に従わない場合には、事業者の名称等を公表する規定を設けていることとなっている。
- Q** すでに保管場所を設置している既存の事業者に対しては、どのように運用していくのか。運用するにあたって市の体制はどう考えているのか。
- A** 既存の事業者の運用については、100平方メートル以上の敷地面積に設置している事業者は、条例の施行後、届出書を提出してもらう。その内容を確認し、市長は、届出のあった屋外保管事業場に対して、届出内容に適合しているか検査を行い、適合している場合、届出をもって許可とする「みなし許可」を適用し、その後は、許可を受けた事業者と同様の規制が及ぶこととなる。また、パトロール等で監視するほか、他法令に基づき、関係行政機関等とも連携していく。

*現在、市内で条例施行前の駆け込み需要と思われる不適切な保管場所が増加し、木更津市でも摘発されています。

今後は 4月から本条例が施行・運用されることにより、金属スクラップ等の不適切な保管場所が改善され、地域の生活環境と市民生活の安全・安心が保たれることを願っています。それには、行政の担当部署の体制強化や違反事業者などへの毅然とした対応が重要であり、地域や市民の皆さんの情報提供やご協力も必要と考えています。

塚本幸子が12月議会で質問したこと

◆ 情報公開と市民意見を伺う姿勢が大きく後退

質問の趣旨

パブリックコメントとは、行政施策等を策定する過程で、事前に行政側の案などを公表し、広く市民の皆さんに意見を伺い、その結果を施策に反映させよりよい行政を目指す制度です。これまで出来るだけ多くの市民の声を聴くために、パブリックコメントの資料は各公民館や市民会館でも閲覧できましたが、市は、これを市役所のみとしました。市長は、どのような理由で、情報公開、市民意見の聴取をせばめる改正をしたのかを問いました。

Q 広報の発行を半減、各種会議での市政の現状説明や市民意見を聴取する機会を減少させ、予約なしで市長などと自由に包括的に意見交換できる機会も廃止した。なぜ情報共有と意見交換の機会を削減したのか。

A 動画による配信、ウェブ会議の開催などで改善を図ってきた。

Q 市政に市民意見を取り入れるパブリックコメントの閲覧箇所を各公民館、市民会館を廃止し、担当課窓口のみに狭めた。市政の情報公開、市民意見の反映に逆行していないか。

A 閲覧実績がほぼなく、事務の効率化等から取りやめ、ホームページからの資料の閲覧、QRコードを載せたポスターの掲示で周知した。

Q 市民意見を伺う姿勢に欠けるのでは。

A 相談があれば、公民館に届ける。



袖ヶ浦市地域公共交通計画(案)のパパコメ実施中

※閲覧用資料の増刷や出先機関への配布作業を省略したい、との行政職員の都合だけの視点で考えており、市民に理解してもらい、知ってもらい、意見を聞くにはどうしたらよいか、という視点が抜け落ちており、市民に寄り添った考え方に全くなっていません。市は情報共有を進めると掲げているのに、パパコメの閲覧箇所の廃止は、業務を効率化する、行政改革に値することでしょうか。とんでもない思い違いで、あってはならないことだと思います。

かずさ四市のパブリックコメント資料の具体的な閲覧場所数は、下表の通り本市は最低で、情報公開と市民意見を伺う行政の本気度が問われています。

(表1) かずさ四市のパブリックコメント資料の閲覧場所

袖ヶ浦市	木更津市	君津市	富津市
市役所	市役所 公民館・図書館 交流センターなど	市役所 行政センター コミュニティセンター 公民館・図書館など	市役所 市民会館
1か所	17か所	19か所	2か所

◆ 中川幼稚園・吉野田保育園の廃止、私立認定こども園公募移行は不安

Q 新たに整備する認定こども園の整備手法について、民間への公募は意見交換会やアンケートで反対や疑問の声がある。なぜ公立としないのか。

A 認定こども園を民設で整備することについて、直前では多くの方から前向きな回答を得られたことから、総合的に判断した。

Q アンケートでは54%の方が民設の認定こども園に期待することがない、23%が不安と答えている。市幼児教育カリキュラムに基づいた教員研修等がきちんと行われるのか。

A 園独自の取り組みを尊重しつつ、市として助言や支援を行うものと捉えているので、市のカリキュラムの研修を義務づけない。

※袖ヶ浦市は教育のまちで、子育て環境の充実が評価され若い世帯の人口も増加しています。これは行政がしっかりと先導し民間と切磋琢磨しながら、市民の理解・協力のもとに築き上げてきた実績の評価です。市内のどこに住んでいても、同じような幼児教育、保育が受けられるように、民間に任せるのであれば、市の明確な教育方針を示し、その方針に合った事業者をしっかりと見極めて選定するべきと提言しました。



令和7年度末で閉園の中川幼稚園

成教橋下部工事費が倍増、経緯も不可解?

当初の契約金額1億3,530万円が2億8,951万円に跳ね上がる!

奈良輪高須地先にある臨海部と市内を結ぶ成教橋は、耐震診断等に基づき、耐震補強工事が計画され、一般競争入札で落札した市内のK社が1億3,530万円円で落札。当初は2年10月～3年3月の工期で工事が進められていた。しかし、工事が進捗する中で再三(表2)にわたり契約金額が増額され工期も延長されてきた。そうした中で今回12月議会において、さらに工事費を約1,500万円増額する一般会計補正予算の議案が提出された。このため、所管の委員会や本会議などにおいて、市の工事を発注する際の事前調査、設計内容及び金額の妥当性ととともに、受注会社の工事遂行能力や契約責任が問われる、などの疑問が呈され議論が紛糾した。さらに、市の入札を掌る責任者でもある副市長が受注会社に単独で赴き、議事録もない事が判明し、その行動にも疑問が呈された。このため、本会議最終日に修正案が提出されたが、最終的に原案が可決された。

※この案件については、今後市の監査委員による精査などの可能性も考えられますが、私も市民の皆さんの負託を受けた者として、発注者である行政側の事前調査や工事の設計仕様・金額の積算が妥当だったのか、受注会社の工事施行状況は適切か、市の工事管理や行動は適切だったかなど、引き続き市民の皆さんに説明できるよう今後も注視していきます。



成教橋 追加鋼矢板打設工事

(表2) 橋梁耐震補強工事(成教橋下部工事)の工事費の変遷

契約月	契約金額	補正額	工期	主な変更理由
令和2年10月	1億3530万円		R2.10.20 ┆ R3.3.29	※途中に補正あり
令和3年9月	2億1472万円	6499万円	R2.10.20 ┆ R4.3.28	工事現場周りの水を遮断することができず追加工事
令和4年6月	2億7445万円	5973万円	R2.10.20 ┆ R5.3.27	鋼矢板打ち込み時、コンクリート塊がでてきたので追加工事
(予定) 令和5年3月 ※3月議会での議決案件	2億8951万円	1506万円	R2.10.20 ┆ R5.3.27	レンタルの鋼矢板に貝がついたので、買い取りに変更

様式第2号

支 出 決 議 書

起 票
支出年月日

令和5年3月7日
令和5年3月7日

決 裁	会派代表者	経理責任者
	●	●

支出理由	資料購入費
	新聞購入代
債権者	袖ヶ浦新聞販売所
支出金額	15,624円
支出内訳	朝日新聞 4～7月分 3,900円×4月=15,600円 8月分 24円 ※8月分は3,900円のうち24円のみ政務活動費より支出。

2022 年 4 月度 領 収 証

市民の声 塚本 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
朝日新聞 単 ※	1	3,900	¥3,900-
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,900 円 内消費税	289 円		

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収しました。
ご購入についてのご意見ご要望は、
左記の販売店までご連絡ください。

東新聞販売 K.K.

袖ヶ浦新聞販売所
TEL 62-2236
(本店) TEL 22-2312

ご愛読ありがとうございます。

2022 年 5 月度 領 収 証

市民の声 塚本 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
朝日新聞 単 ※	1	3,900	¥3,900-
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,900 円 内消費税	289 円		

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収しました。
ご購入についてのご意見ご要望は、
左記の販売店までご連絡ください。

東新聞販売 K.K.

袖ヶ浦新聞販売所
TEL 62-2236
(本店) TEL 22-2312

ご愛読ありがとうございます。

2022 年 6 月度 領 収 証

市民の声 塚本 様

銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額
朝日新聞 単 ※	1	3,900	¥3,900-
※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,900 円 内消費税	289 円		

金額には消費税を含みます。
上記金額正に領収しました。
ご購入についてのご意見ご要望は、
左記の販売店までご連絡ください。

東新聞販売 K.K.

袖ヶ浦新聞販売所
TEL 62-2236
(本店) TEL 22-2312

毎々ご愛読ありがとうございます。

2022 年 7 月度 領 収 証

市民の声 塚本 様

銘	柄	部数	金額	領 収 金 額
朝日新聞	単 ※	1	3,900	¥3,900-
<small>※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,900 円 内消費税</small>			289 円	<small>金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。 ご購入についてのご意見ご要望は、 左記の販売店までご連絡ください。</small>

関東新聞販売 K.K.
 袖ヶ浦新聞販売所
 TEL 62-2236
 (本店) TEL 22-2312

毎度 愛読ありがとうございます。

2022 年 8 月度 領 収 証

市民の声 塚本 様

銘	柄	部数	金額	領 収 金 額
朝日新聞	単 ※	1	3,900	¥3,900-
<small>※は軽減税率対象であることを示します。 8%対象 3,900 円 内消費税</small>			289 円	<small>金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。 ご購入についてのご意見ご要望は、 左記の販売店までご連絡ください。</small>

関東新聞販売 K.K.
 袖ヶ浦新聞販売所
 TEL 62-2236
 (本店) TEL 22-2312

毎度ご愛読ありがとうございます。